

R7 下地島空港及び周辺用地利活用促進支援業務 企画提案募集要領

1 業務概要

- (1) 業 務 名 : R7 下地島空港及び周辺用地利活用促進支援業務
- (2) 業務期間 : 契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日まで

2 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては再生計画に認可がなされていない者ではないこと。（再認定を受けた者を除く。）
- (3) 応募申請書等の提出期限の最終日から審査通知日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体等ではないこと。
- (5) 「下地島空港及び周辺用地の利活用実施計画に基づき事業を実施している事業者」及び令和 4 年 3 月に沖縄県が選定した「下地島空港及び周辺用地の利活用候補事業として、基本合意に向けた条件協議へ移行する提案者」と、資本関係又は人的関係にない者であること。
- (6) 日本国内に本店を有する法人であること。
- (7) 次の業務内容に精通し、本業務を的確に遂行する十分な知識、能力及び業務実施体制を有していること。
 - ア PPP（官民連携）/PFI 事業
 - イ 企業誘致等のセールスプロモーション活動
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格（1）から（6）までを満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格（7）の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者ではないこと。
 - オ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者ではないこと。
 - カ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

3 提案内容の要件

別添「企画提案仕様書」のとおり。

4 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限：令和7年7月24日（木）17時

イ 提出書類：参加申込書【様式1】

ウ 提出方法：持参、郵送、FAX またはメール（受信確認必要）

※共同企業体での応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案応募申請

ア 申請期限：令和7年7月28日（月）17時

イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式2】

企画提案書及び応募書類一式（下記5参照）

ウ 提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段）

(3) 募集要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、令和7年7月17日（木）17時まで に質問書【様式3】をFAX またはメールで提出すること。（受信確認必要）

回答は、7月22日以降に質問者全員にメールにて回答する。（質問先は11を参照）

5 企画提案に係る提出書類一式

(1) 企画提案応募申請書【様式2】

(2) 会社概要【様式4】（共同企業体の場合は、構成員毎に作成すること。）

(3) 業務精通度説明書【様式5】（共同企業体の場合は、実績等を有するいずれかの構成員が作成すること。）

(4) 業務実施体制【様式6】

(5) 企画提案書（様式自由、A4版6ページ以内[表紙含む、両面印刷可]、長辺綴じ）

(6) 積算書【様式7】（積算書の費目については、以下の内容で提出すること。）

- ・直接人件費（「企画提案仕様書 4 業務内容」の項目毎に工数、単価等を記載）
- ・直接経費（旅費交通費、使用料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費等）
- ・一般管理費（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100以内を原則とする。但し、自社規定等によりこれにより難しい場合は、別途積算することが出来るものとし、この場合、契約前にその根拠を明らかにした資料の提出を行い、双方協議の上決定する。）
- ・消費税相当額（旅費交通費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。）

※提出部数：5部（応募申請書のみ1部）

6 企画提案書の審査

業務精通度及び業務実施体制の審査とともに、プレゼンテーションにより企画提案内容の審査を行う。（プレゼンテーション審査の時間、場所等は別途連絡する。）

なお、審査の着眼点等は次のとおりとする。

ア 業務精通度及び業務実施体制の充実性（書面審査）

① 業務精通度は十分か（配点5点）

② 業務実施体制は十分か（配点5点）

イ 企画提案内容の適切性

① 業務の実施方針、フロー、工程計画について（配点30点）

- ・業務の目的や方向性を適確に捉え、業務を適切かつ円滑に遂行できる実施方針、フロー、工程計画であるか

- ② 企画提案内容について（下地島空港利活用事業）（配点 36 点）
 - ・ 網羅性、具体性、実行性の高い提案か
- ③ その他の企画提案について（配点 24 点）
 - ・ 有用な独自提案があるか

7 選定方法

提案書の内容や経費などについて、企画提案業者選定要領に基づき審査委員会において審査し、最も優れた提案を選定する。委託予定業者は沖縄県が決定する。審査結果については応募者全員に文書にて通知する。なお、一定水準を満たした提案がない場合（前述 6 の合計点数が 50 点を下回る場合）は、該当者なしとする場合がある。

8 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託契約に関して必要な事項が合意に至らない場合は、一定水準を満たした次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。

9 募集スケジュール

（１）募集開始日	7月11日（金）
（２）質問締切	7月17日（木）
（３）参加申込締切	7月24日（木）
（４）企画提案応募申請締切	7月28日（月）
（５）プレゼンテーション審査	8月8日（金）（予定）
（６）審査通知	8月12日（月）（予定）
（７）契約予定	8月25日（月）（予定）

※応募及び審査の状況によっては、スケジュールの変更を行う場合がある。

10 その他

- （１）書類提出にあたり使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- （２）企画提案に要する経費などについては参加者の負担とする。
- （３）提出された提案書などについては返却しない。
- （４）選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- （５）募集要領に適合しない応募は無効とする。

11 書類等の提出場所及び問い合わせ先

沖縄県土木建築部空港課（県庁 11 階） 企画整備班 担当：名嘉真、平木
〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2

TEL：098-866-2400 FAX：098-869-6279

E-mail：nakamagi@pref.okinawa.lg.jp（名嘉真）

hirakimi@pref.okinawa.lg.jp（平木）

※メールを送信する場合は、両方へ送信すること。